

## 所得の種類と計算方法

所得とは、収入金額から必要経費等を差し引いた金額です。給与・公的年金等については、それぞれ給与所得控除額・公的年金等控除額を収入額から控除します。

所得の種類		計算方法
事業所得 (営業等・農業)	外交員、医師、税理士、作家、弁護士、小売業、製造業など	収入金額 - 必要経費
不動産所得	家賃、地代など	収入金額 - 必要経費
利子所得	公社債、預貯金の利子など (※注1)	収入金額 がそのまま所得金額になります
配当所得	株式や出資の配当など	収入金額 - 株式等の取得に要した負債の利子
給与所得	正社員・派遣・アルバイト・日雇い等による給料、ボーナス、賃金など	収入金額 - 給与所得控除額 ※(別表1)をご参照ください
雑所得	公的年金等	国民年金、厚生年金、共済年金、年金基金など (※注2) 収入金額 - 公的年金等控除額 ※(別表2)をご参照ください
	業務雑所得	原稿料・講演料、シルバー人材センターの配分金など
	その他雑所得	生命保険会社の個人年金など
一時所得	生命保険等の満期返戻金・解約金、懸賞の賞金等、競馬の払戻金など	収入金額 - 必要経費 - 特別控除 (※注3)
譲渡所得 (総合課税分)	機械・ゴルフ会員権・特許権、書画・骨董などの資産の譲渡 ○短期…資産の保有期間が5年以内 ○長期…資産の保有期間が5年超	収入金額 - 必要経費 - 特別控除 (※注3)

上記以外に、山林所得・退職所得・分離課税の譲渡所得(土地・建物・株式等の譲渡所得)・先物取引等に係る雑所得などがあります。

※注1:昭和63年4月1日以降の利子については、一律分離課税されています。

※注2:遺族年金・障害年金などは非課税です。

※注3:特別控除の金額は50万円です。一時所得と総合長期譲渡所得は、所得の2分の1を総所得に算入します。

## 別表1:給与所得の計算表

【令和3年度から】

給与収入金額	給与所得の金額	
0円～550,999円	0円	
551,000円～1,618,999円	収入金額－550,000円	
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	収入金額 ÷ 4 = A (千円未満切り捨て) (※計算例1)	A × 2.4 + 100,000円
1,800,000円～3,599,999円		A × 2.8 - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円		A × 3.2 - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円(小数点以下切り捨て) (※計算例2)	
8,500,000円～	収入金額 - 1,950,000円	

【令和2年度まで】

給与収入金額	給与所得の金額	
0円～650,999円	0円	
651,000円～1,618,999円	収入金額 - 650,000円	
1,619,000円～1,619,999円	969,000円	
1,620,000円～1,621,999円	970,000円	
1,622,000円～1,623,999円	972,000円	
1,624,000円～1,627,999円	974,000円	
1,628,000円～1,799,999円	収入金額 ÷ 4 = A (千円未満切り捨て)	A × 2.4
1,800,000円～3,599,999円		A × 2.8 - 180,000円
3,600,000円～6,599,999円		A × 3.2 - 540,000円
6,600,000円～9,999,999円	収入金額 × 0.9 - 1,200,000円(小数点以下切り捨て)	
10,000,000円～	収入金額 - 2,200,000円	

※計算例1: 給与収入 5,625,300 円の場合

$$5,625,300 \text{ 円} \div 4 = 1,406,325 \text{ 円}$$

$$\text{千円未満切り捨て} \rightarrow A = 1,406,000 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{給与所得: } 1,406,000 \text{ 円} \times 3.2 - 440,000 \text{ 円} = \underline{4,059,200 \text{ 円}}$$

※計算例2: 給与収入 7,213,953 円の場合

$$7,213,953 \text{ 円} \times 0.9 - 1,100,000 \text{ 円} = 5,392,557.7 \text{ 円}$$

$$\Rightarrow \text{給与所得: } \underline{5,392,557 \text{ 円}} \text{ (小数点以下切り捨て)}$$

【所得金額調整控除】(令和3年度から)

次の要件1又は2に該当する人は、給与所得から「所得金額調整控除」が控除されます。

1 給与等の収入金額が850万円を超え、次の(1)から(4)のいずれかに該当する場合

- (1) 本人が特別障害者
- (2) 23歳未満の扶養親族を有する
- (3) 特別障害者である同一生計配偶者を有する
- (4) 特別障害者である扶養親族を有する

2 給与所得及び公的年金等雑所得がある人で、その合計額が10万円を超える場合

要件	所得金額調整控除額
1	給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円] × 10%
2	[給与所得(10万円を超える場合は10万円) + 公的年金等雑所得(10万円を超える場合は10万円)] - 10万円

## 別表2:公的年金所得の計算表

(1)65 歳以上の方

[令和 4 年度該当する方:昭和 32 年1月1日以前に生まれた方]

【令和 3 年度から】

公的年金の収入額	公的年金所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000 万円以下	1,000 万円超～2,000 万円以下	2,000 万円超
	公的年金所得の金額	公的年金所得の金額	公的年金所得の金額
330 万円未満	収入金額 - 1,100,000 円	収入金額 - 1,000,000 円	収入金額 - 900,000 円
330 万円以上 410 万円未満	収入金額 × 0.75 - 275,000 円	収入金額 × 0.75 - 175,000 円	収入金額 × 0.75 - 75,000 円
410 万円以上 770 万円未満	収入金額 × 0.85 - 685,000 円	収入金額 × 0.85 - 585,000 円	収入金額 × 0.85 - 485,000 円
770 万円以上 1,000 万円未満	収入金額 × 0.95 - 1,455,000 円	収入金額 × 0.95 - 1,355,000 円	収入金額 × 0.95 - 1,255,000 円
1,000 万円以上	収入金額 - 1,955,000 円	収入金額 - 1,855,000 円	収入金額 - 1,755,000 円

【令和 2 年度まで】

公的年金の収入額	公的年金所得の金額
330 万円未満	収入金額 - 1,200,000 円
330 万円以上 410 万円未満	収入金額 × 0.75 - 375,000 円
410 万円以上 770 万円未満	収入金額 × 0.85 - 785,000 円
770 万円以上	収入金額 × 0.95 - 1,555,000 円

(2)65 歳未満の方

[令和 4 年度該当する方:昭和 32 年1月2日以降に生まれた方]

【令和 3 年度から】

公的年金の収入額	公的年金所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000 万円以下	1,000 万円超～2,000 万円以下	2,000 万円超
	公的年金所得の金額	公的年金所得の金額	公的年金所得の金額
130 万円未満	収入金額 - 600,000 円	収入金額 - 500,000 円	収入金額 - 400,000 円
130 万円以上 410 万円未満	収入金額 × 0.75 - 275,000 円	収入金額 × 0.75 - 175,000 円	収入金額 × 0.75 - 75,000 円
410 万円以上 770 万円未満	収入金額 × 0.85 - 685,000 円	収入金額 × 0.85 - 585,000 円	収入金額 × 0.85 - 485,000 円
770 万円以上 1,000 万円未満	収入金額 × 0.95 - 1,455,000 円	収入金額 × 0.95 - 1,355,000 円	収入金額 × 0.95 - 1,255,000 円
1,000 万円以上	収入金額 - 1,955,000 円	収入金額 - 1,855,000 円	収入金額 - 1,755,000 円

【令和 2 年度まで】

公的年金の収入額	公的年金所得の金額
130 万円未満	収入金額 - 700,000 円
130 万円以上 410 万円未満	収入金額 × 0.75 - 375,000 円
410 万円以上 770 万円未満	収入金額 × 0.85 - 785,000 円
770 万円以上	収入金額 × 0.95 - 1,555,000 円

(計算例1) 公的年金収入 2,754,633 円のみの場合で…

(a) 昭和 23 年 11 月 14 日生まれ(65 歳以上)の方の場合

$$2,754,633 \text{ 円} - 1,100,000 \text{ 円} = \underline{1,654,633 \text{ 円}}$$

(b) 昭和 34 年 3 月 22 日生まれ(65 歳未満)の方の場合

$$2,754,633 \text{ 円} \times 0.75 - 275,000 \text{ 円} = 1,790,974.75 \text{ 円}$$

⇒ 公的年金所得: 1,790,974 円 (小数点以下切り捨て)

(計算例2) 公的年金収入 2,754,633 円、不動産所得が 20,000,001 円の場合で…

(a) 昭和 23 年 11 月 14 日生まれ(65 歳以上)の方の場合

$$2,754,633 \text{ 円} - 900,000 \text{ 円} = \underline{1,854,633 \text{ 円}}$$

(b) 昭和 34 年 3 月 22 日生まれ(65 歳未満)の方の場合

$$2,754,633 \text{ 円} \times 0.75 - 75,000 \text{ 円} = 1,990,974.75 \text{ 円}$$

⇒ 公的年金所得: 1,990,974 円 (小数点以下切り捨て)